

## 団体総合保険普通保険約款

### 第1章 用語の定義条項

#### 第1条（用語の定義）

この普通保険約款、この保険契約に付帯された基本特約および特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
危険	損害等の発生の可能性をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
支払事由	基本特約または特約に規定する支払事由をいいます。
疾病	傷害以外の身体の障害をいいます。
傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状(注)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 (注) 中毒症状 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
親族	6 親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
損害等	この普通保険約款、この保険契約に付帯された基本特約および特約の規定により、当会社が支払うべき疾病、傷害、損害または損失等をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師(注)が必要であると認め、医師(注)が行う治療をいいます。 (注) 医師 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。 以下、この普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯された基本特約および特約において同様とします。

配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	基本特約または特約に規定する保険金をいいます。

## 第2章 補償条項

### 第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、この普通保険約款もしくはこの保険契約に付帯された基本特約または特約に記載の支払事由に該当した場合に、この普通保険約款、基本特約および特約に従い、保険金を支払います。

### 第3条（保険金を支払わない場合）

当会社が保険金を支払わない場合は、この保険契約に付帯された基本特約または特約の規定によります。

## 第3章 基本条項

### 第4条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 当会社は、保険期間が始まった後であっても、保険料領収前にその原因が生じていた支払事由に対しては、保険金を支払いません。

(注) 初日の午後4時

保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、初日のその時刻とします。

### 第5条（告知義務）

保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、この保険契約に付帯された基本特約および特約の規定に従い、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

## 第6条（通知義務）

保険契約締結の後、基本特約および特約に規定する通知義務に該当する事実が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

## 第7条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

## 第8条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合は、保険契約は無効とします。

## 第9条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、基本特約または特約に規定する保険契約の失効に掲げる事由に該当した場合は、保険契約は効力を失います。

## 第10条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

## 第11条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

## 第12条（重大事由による解除）

(1) 当会社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のア. からオ. までのいずれかに該当すること。
  - ア. 反社会的勢力(注1)に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力(注1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力(注1)を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力(注1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注2)を解除することができます。

① 被保険者が、(1)の③のア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当すること。

② 被保険者に生じた保険事故に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)の③のア. からオ. までのいずれかに該当すること。

(3) (1)または(2)の規定による解除が保険事故(注3)の生じた後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)の①から⑤までの事由または(2)の①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故(注3)による損害等に対しては、当会社は、保険金(注4)を支払いません。この場合において、既に保険金(注4)を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

#### (注1) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

#### (注2) 保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

#### (注3) 保険事故

(2)の規定による解除がなされた場合は、その被保険者に生じた保険事故をいいます。

#### (注4) 保険金

(2)の②の規定による解除がなされた場合は、保険金を受け取るべき者のうち、(1)の③のア. からオ. までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額にかぎります。

### 第13条（被保険者による保険契約の解除請求）

被保険者が保険契約者以外の者である場合において、基本特約または特約に規定する被保険者による保険契約の解除請求に掲げる事由に該当した場合は、その被保険者は、この保険契約(注)を解除することを求めることができます。

#### (注) 保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

### 第14条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

### 第15条（保険料の取扱い）

第8条（保険契約の無効）から第13条（被保険者による保険契約の解除請求）までの規定により、この保険契約が無効、失効、取消あるいは解除となる場合の保険料の返還または請求については、基本特約または特約において定めるものとします。

### 第16条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、この保険契約に付帯された基本特約または特約に定める時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、この保険契約に付帯された基本特約または特約に規定する保険金の請求書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
  - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注1)
  - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族(注2)のうち3親等内の者
  - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者(注1)または②以外の親族(注2)のうち3親等内の者
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。

- (5) 当会社は、事故の内容、損害の額、疾病または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 配偶者

第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

(注2) 親族

第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の親族にかぎります。

## 第17条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故または発病の原因、事故発生または発病の状況、損害等発生の有無および被保険者に該当する事実
  - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
  - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、疾病または傷害の程度または損害の額(注2)、事故または発病と損害等との関係、治療の経過および内容
  - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
  - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害等について被保険者または保険金を受け取るべき者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次の①から⑤までに掲げる日数(注3)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注4) 180日
  - ② (1)の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
  - ③ (1)の③の事項のうち、後遺障害または高度障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害または高度障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
  - ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
  - ⑤ (1)の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合(注5)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が基本特約または特約の保険金の請求の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 損害の額

保険価額を含みます。

(注3) 次の①から⑤までに掲げる日数

①から⑤までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注4) 照会

弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注5) これに応じなかつた場合

必要な協力を行わなかつた場合を含みます。

第18条 (時効)

保険金請求権は、第16条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

### 第19条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款、基本特約および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合は、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認の請求を行わなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款、基本特約および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

### 第20条（保険契約者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めるできます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、保険契約者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合は、各保険契約者は連帶してこの保険契約に適用される普通保険約款、基本特約および特約に関する義務を負うものとします。

### 第21条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

### 第22条（準拠法）

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

## 医療保険基本特約

(この基本特約の趣旨)

- (1) この基本特約は、疾病保険特約、傷害保険特約またはがん保険特約等とともに、普通保険約款に付帯され、団体用医療保険の約款を構成するものです。
- (2) この保険契約で支払われる保険金は、付帯される特約により、それぞれ次の①から③までのとおりとします。ただし、他の特約が付帯される場合は、その特約の規定により、支払われる保険金が追加または削除となることがあります。
- ① 疾病保険特約が付帯される場合  
　　疾病入院保険金、疾病手術保険金および疾病退院後通院保険金
- ② 傷害保険特約が付帯される場合  
　　傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金および傷害通院保険金
- ③ がん保険特約が付帯される場合  
　　がん入院保険金、がん手術保険金およびがん通院保険金

## 第1章 用語の定義条項

### 第1条（用語の定義）

この基本特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医療保険契約	普通保険約款、医療保険基本特約および特約に基づく保険契約をいいます。
継続契約	医療保険契約の保険期間の終了時(注)を保険期間の開始時とする医療保険契約をいいます。 (注) 保険期間の終了時 その医療保険契約が保険期間の終了時前に解除されていた場合はその解除時とします。
初年度契約	継続契約以外の医療保険契約をいい、医療保険契約が継続されてきた最初の保険契約をいいます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。

## 第2章 補償条項

## 第2条（保険金を支払う場合）

この基本特約において、普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の支払事由とは、特約記載の支払事由（注）をいい、被保険者が支払事由に該当した場合に、当会社は、普通保険約款、この基本特約および特約に従い、保険金を支払います。

### （注）特約記載の支払事由

以下この基本特約において「支払事由」といいます。

## 第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次の①から⑥までのいずれかに該当する事由によって生じた支払事由に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎります。
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
- ④ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事由
- ⑤ ③または④のいずれかの事由に随伴して生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由
- ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染

### （注1）保険契約者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

### （注2）保険金を受け取るべき者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

### （注3）暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

### （注4）核燃料物質

使用済燃料を含みます。

### （注5）核燃料物質（注4）によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

### 第3章 基本条項

#### 第4条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) この基本特約が付帯された保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) この保険契約が継続契約である場合は、被保険者の身体の障害の発生の有無については、告知事項とはしません。
- (4) (3)にかかわらず、初年度契約の締結の後にこの保険契約の支払条件について当会社の保険責任を加重する場合は、被保険者の身体の障害の発生の有無については、告知事項とします。この場合において、保険契約者または被保険者が告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつたときまたは事実と異なることを告げたときは、当会社は、この保険契約のうち当会社の保険責任を加重した部分を(2)と同様に解除することができます。
- (5) (2)および(4)の規定は、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合は適用しません。
- ① (2)または(4)に規定する事実がなくなった場合
  - ② 当会社がこの基本特約が付帯された保険契約締結の際、(2)または(4)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合(注1)
  - ③ 保険契約者または被保険者が、支払事由の原因となった事由が生じる前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。
  - ④ 当会社が、(2)または(4)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
  - ⑤ 保険期間の開始時(注2)から起算して1年以内に、保険金の支払事由が生じなかつた場合
- (6) (2)または(4)の規定による解除が支払事由の原因となった事由が発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第14条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたとき

は、当会社は、その返還を請求することができます。

- (7) (6)の規定は、(2)または(4)に規定する事実に基づかず発生した支払事由については適用しません。
- (8) 当会社は、保険契約締結の際に、事実の調査を行い、また、被保険者に対して当会社の指定する医師の診断を求めることができます。

(注1) 事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合  
当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(注2) 保険期間の開始時

この保険契約が継続契約である場合は、初年度契約の保険契約の開始時をいいます。ただし、保険契約の支払条件について当会社の保険責任を加重した場合は、保険責任を加重した時をいいます。

## 第5条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合は、その事実が発生した時に保険契約はその効力を失います。

## 第6条（被保険者による保険契約の解除請求）

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次の①から⑥までのいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約(注)を解除することを求めることができます。
- ① この保険契約(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
  - ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、普通保険約款第12条（重大事由による解除）(1)の①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
  - ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、普通保険約款第12条(1)の③のアからオまでのいずれかに該当する場合
  - ④ 普通保険約款第12条(1)の④に規定する事由が生じた場合
  - ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
  - ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約(注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- (2) 保険契約者は、被保険者から(1)に規定する解除請求があった場合は、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除しなければなりません。
- (3) (1)の①の事由のある場合は、その被保険者は、(1)の規定にかかわらず当会社に対

する通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合にかぎります。

(4) (3)の規定によりこの保険契約(注)が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

(注) 保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

第7条 (保険料の取扱いー告知義務に伴う変更等の場合)

(1) 第4条 (告知義務) (1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) (1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約内容の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(5) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、次の①または②のいずれかに該当する損害等に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款、基本特約および特約に従い、保険金を支払います。

① 追加保険料を領収した時までの期間中に生じた保険事故による損害等

② 追加保険料を領収した時までの期間中に被った損害等

(注) 追加保険料の支払を怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎります。

第8条 (保険料の取扱いー無効の場合)

普通保険約款第8条 (保険契約の無効) の規定により、保険契約が無効となる場合は、当会社は、保険料を返還しません。

## 第9条（保険料の取扱い一失効の場合）

第5条（保険契約の失効）の規定により、保険契約が失効となる場合は、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割(注)により計算した保険料を差し引き、その残額を返還します。ただし、この保険契約に傷害保険特約が付帯されている場合において、同特約第6条（傷害死亡保険金の支払）(1)の傷害死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合は、保険料を返還しません。

### (注) 月割

1か月に満たない期間は1か月とします。

## 第10条（保険料の取扱い一取消しの場合）

普通保険約款第10条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合は、当会社は、保険料を返還しません。

## 第11条（保険料の取扱い一解除の場合）

- (1) 普通保険約款第12条（重大事由による解除）(1)、この基本特約第4条（告知義務）(2)もしくは(4)または同第7条（保険料の取扱い一告知義務に伴う変更等の場合）(2)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合または普通保険約款第11条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割(注1)により計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (2) 第6条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)の規定により、保険契約者がこの保険契約(注2)を解除した場合または同条(3)の規定により、被保険者がこの保険契約(注2)を解除した場合も、(1)と同様の方法で算出した保険料を保険契約者に返還します。
- (3) 普通保険約款第12条（重大事由による解除）(2)の規定により、当会社がこの保険契約(注2)を解除した場合も、(1)と同様の方法で算出した保険料を保険契約者に返還します。

### (注1) 月割

1か月に満たない期間は1か月とします。

### (注2) 保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

## 第12条（被保険者が複数の場合の取扱い）

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとに普通保険約款、この基

本特約および特約の規定を適用します。

第13条（準用規定）

この基本特約に定めのない事項については、この基本特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

## 親介護費用補償特約

### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
親介護費用保険契約	普通保険約款、医療保険基本特約および親介護費用補償特約に基づく保険契約をいいます。
継続契約	親介護費用保険契約の保険期間の終了時(注)を保険期間の開始時とする親介護費用保険契約をいいます。 (注) 保険期間の終了時 その親介護費用保険契約が保険期間の終了時前に解除されていた場合はその解除時とします。
契約年齢	保険期間の初日現在の満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
公的介護保険制度	介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
初年度契約	継続契約以外の親介護費用保険契約をいい、親介護費用保険契約が継続されてきた最初の保険契約をいいます。
対象期間	当会社が保険金を支払うべき要介護状態に対象者が該当した場合において、その要介護状態に該当した日から保険証券記載の期間を経過する日までの期間をいいます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当した場合は、その事実が発生した時をもって対象期間は終了します。 ① 対象者が要介護状態に該当しなくなった場合 ② 対象者が死亡した場合 ③ 被保険者が死亡した場合
対象者	保険証券記載のこの特約の対象者をいいます。
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金	親介護費用保険金および諸費用保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の親介護費用保険金の保険金額をいいます。
要介護状態	次の①または②のいずれかの状態をいいます。

	<p>① 要介護状態A 公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分において要介護1の認定を受けている状態、かつ、その認定時の「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」（平成18年老発第0403003号厚生労働省老健局長通知）の判定において、医師からⅡa、Ⅱb、Ⅲa、Ⅲb、ⅣまたはMのいずれかを受けている状態</p> <p>② 要介護状態B 公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分において要介護2から5までのいずれかの認定を受けている状態</p>
要介護状態に該当した日	<p>対象者が保険期間中に初めて要介護状態に該当した場合における、その要介護状態の有効期間の初日（注）をいいます。</p> <p>（注）有効期間の初日 公的介護保険制度を定める法令に規定された被保険者証に記載された有効期間の初日をいいます。</p>
労働者災害補償制度	<p>次の①から⑤までのいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。</p> <p>① 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号） ② 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号） ③ 裁判官の災害補償に関する法律（昭和35年法律第100号） ④ 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号） ⑤ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）</p>

## 第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、対象者が要介護状態に該当したことにより、被保険者が日本国内において対象者の介護のために対象期間中に利用した次条に定めるサービス等の費用に対して、この特約、医療保険基本特約および普通保険約款の規定に従い、親介護費用保険金を被保険者に支払います。
- (2) 当会社は、(1)の親介護費用保険金が支払われる場合において、対象者の介護のために生ずる諸費用に対して、この特約、医療保険基本特約および普通保険約款の規定に従い、諸費用保険金を被保険者に支払います。

## 第3条（費用の範囲）

- (1) 前条(1)の費用とは、次の①から⑥までに掲げる費用のうち、あらかじめ当会社の承認を得たものをいいます。
- ① 介護サービス利用費用

対象者が介護サービス(注1)を利用した費用をいいます。

② 家事代行サービス利用費用

対象者または被保険者が家事代行サービス(注2)を利用した費用をいいます。

③ 安否確認サービス利用費用

対象者または被保険者が対象者の安否を確認するためのサービス(注3)を利用した費用をいいます。

④ 配食サービス利用費用

対象者または被保険者が対象者のための配食サービス(注4)を利用した費用をいいます。

⑤ 住宅改修費用

対象者の介護を目的として、対象者が居住する住宅を改修した費用をいいます。ただし、①により支払われるべき費用を除きます。

⑥ 有料老人ホーム等入居費用

対象者が有料老人ホーム等(注5)に入居するための費用(注6)をいいます。

(注1) 介護サービス

公的介護保険制度において給付の対象となる種類のサービスをいい、公的介護保険制度の給付の有無を問いません。

(注2) 家事代行サービス

炊事、掃除、洗濯等の世話をを行う事業者が、その役務の提供を行うことをいいます。

(注3) 安否を確認するためのサービス

カメラ、センサーまたは訪問等により高齢者の見守りを行う事業者が、その役務または情報の提供を行うことをいいます。

(注4) 配食サービス

事業者が、調理済みの食事の提供および配達を、期間または回数を定めて継続的に行なうことをいいます。

(注5) 有料老人ホーム等

次の①から③までのいずれかに該当する施設をいいます。

① 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める有料老人ホーム

② 老人福祉法に定める軽費老人ホーム

③ 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)に定めるサービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅

(注6) 入居するための費用

有料老人ホーム等の入居に関する契約書および重要事項説明書に定められた費用で、家賃または施設の利用料ならびに介護、食事の提供およびその他の日常生活

活上必要な便宜の供与の対価として入居時までに支払うべき一時金および家賃または施設の利用料ならびに介護、食事の提供の対価として支払う月々の費用をいいます。ただし、敷金、保証金およびこれらに類するものを除きます。

(2) 次の①または②のいずれかの給付等がある場合は、その額を前条(1)の費用の額から差し引くものとします。

① 公的介護保険制度または労働者災害補償制度において行われるべき給付

② ①のほか、前条(1)の費用を支払った被保険者に対して、その支払った費用の範囲内で行われた給付

#### 第4条（保険期間と支払責任の関係）

(1) 当会社は、対象者が保険期間中に要介護状態に該当した場合にかぎり、保険金を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時が、保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。

(3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時が、初年度契約の保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。ただし、その初年度契約の保険期間の開始時から起算して1年を経過した後に対象者が要介護状態に該当した場合を除きます。

(4) 初年度契約の締結の後に保険金の支払条件の変更があった場合は、当会社は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。ただし、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に対象者が要介護状態に該当した場合を除きます。

① 対象者に疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された保険金の額

② 対象者が要介護状態に該当した日の支払条件により算出された保険金の額

#### 第5条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、対象者が次の①から⑬までのいずれかに該当する事由によって生じた疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由によって要介護状態に該当した場合は、保険金を支払いません。

① 保険契約者(注1)、被保険者または対象者の故意または重大な過失

② 保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎります。

- ③ 被保険者または対象者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
  - ④ 被保険者または対象者が次のア. またはイ. のいずれかに該当する間に生じた事故
    - ア. 法令に定められた運転資格(注3)を持たないで自動車等を運転している間
    - イ. 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
  - ⑤ 対象者の麻薬、大麻、あへんまたは覚せい剤等の使用。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いた場合を除きます。
  - ⑥ 対象者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合を除きます。
  - ⑦ 対象者の先天性異常
  - ⑧ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動(注4)
  - ⑩ 核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)によって汚染された物(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
  - ⑪ ⑧から⑩までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
  - ⑫ ⑩以外の放射線照射または放射能汚染
  - ⑬ けい 頸部症候群(注7)、腰痛その他の症状で、対象者がその症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの(その症状の原因がいかなるときであっても、保険金を支払いません。)
- (2) 正当な理由がなく対象者が治療を怠ったことまたは保険契約者(注1)、被保険者もしくは保険金を受け取るべき者(注2)が治療をさせなかつたことにより対象者が要介護状態に該当した場合は、当会社は、保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

(注4) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいい

ます。

(注 5) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注 6) 核燃料物質(注 5)によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注 7) <sup>けい</sup>頸部症候群

いわゆる「むちうち症」をいいます。

## 第6条（親介護費用保険金の限度）

当会社が支払う親介護費用保険金の額は、対象期間中に利用した第3条（費用の範囲）(1)に定めるサービス等の費用を合算し、保険金額をもって限度とします。ただし、同条(1)⑤として支払う親介護費用保険金の額は100万円を限度とし、同条(1)⑥として支払う親介護費用保険金の額は300万円を限度とします。

## 第7条（親介護費用保険金の支払先）

第2条（保険金を支払う場合）(1)の規定にかかわらず、被保険者が当会社と提携する事業者から第3条（費用の範囲）(1)の費用の請求を受けた場合において、被保険者がその事業者への親介護費用保険金の支払を当会社に求めたときは、当会社は、被保険者がその費用を第3条(1)の費用として負担したものとみなして親介護費用保険金をその事業者に支払います。

## 第8条（諸費用保険金の支払額）

(1) 当会社は、第2条（保険金を支払う場合）(1)に規定する親介護費用保険金を支払う場合、次の算式によって算出した額を諸費用保険金として被保険者に支払います。

$$\text{第2条(1)の親介護費用保険金} \times \frac{\text{保険証券記載の支払割合}}{\text{}} = \text{諸費用保険金の額}$$

(2) (1)の場合において、当会社は(1)の規定によって支払うべき諸費用保険金と親介護費用保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、諸費用保険金を支払います。

## 第9条（諸費用保険金の限度）

当会社が前条で支払う諸費用保険金の額は、合算して、次の算式によって算出した額をもって限度とします。

$$\text{保険金額} \times \text{保険証券記載の支払割合} = \text{諸費用保険金の限度額}$$

#### 第10条（要介護状態に再度該当した場合の取扱い）

- (1) 対象者が要介護状態に該当しなくなったことにより対象期間が終了した場合は、その事実が発生した日の翌日から1年以内に要介護状態に再度該当（注1）したときには、後の要介護状態は前の要介護状態と同一の要介護状態とみなし、後の要介護状態の有効期間の初日（注2）から対象期間が継続するものとします。
- (2) (1)の場合において、対象期間の終了日は、要介護状態に該当していなかった日数分延長されるものとします。

##### （注1）要介護状態に再度該当

後の要介護状態の有効期間の初日（注2）が開始することをいいます。

##### （注2）有効期間の初日

公的介護保険制度を定める法令に規定された被保険者証に記載された有効期間の初日をいいます。

#### 第11条（親介護費用保険金の返還）

当会社が保険金を支払った後に、事業者との契約の解約または取消等により、被保険者の負担した費用が返還された場合は、当会社は支払った親介護費用保険金の全部または一部の返還を求めることができます。

#### 第12条（この特約の無効）

- (1) 対象者が告知日の2年前の応当日から初年度契約の保険期間の開始日の前日までに要介護状態に該当していた場合は、被保険者がその事実を知っているまたは知らないとにかくわらず、この特約は無効とします。
- (2) (1)の場合において、告知前に対象者が要介護状態に該当していた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかつたときは、当会社は、既に払い込まれたこの特約の保険料の全額を返還します。
- (3) (1)の場合において、告知前に対象者が要介護状態に該当していた事実を、保険契約者または被保険者が知っていたときは、当会社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
- (4) (1)の場合において、告知の時から初年度契約の保険期間の開始日の前日までの間に対象者が要介護状態に該当していたときは、当会社は、既に払い込まれたこの特約の保険料の全額を返還します。
- (5) 本条の規定によってこの特約が無効となる場合は、医療保険基本特約第4条（告

知義務) (2)および同特約第8条(保険料の取扱いー無効の場合)の規定を適用しません。

#### 第13条 (この特約の失効)

- (1) 対象者が保険期間中に要介護状態に該当した場合は、要介護状態に該当した日の翌日に、この特約は効力を失います。
- (2) 保険契約締結の後、対象者が死亡した場合は、その事実が発生した時に、この特約は効力を失います。
- (3) (1)または(2)の規定により、この特約が失効となる場合は、当会社は、この特約の保険料から既経過期間に対し月割(注)により計算した保険料を差し引き、その残額を返還します。

##### (注) 月割

1か月に満たない期間は1か月とします。

#### 第14条 (要介護状態に該当したときの通知)

- (1) 対象者が要介護状態に該当した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは要介護状態の内容を証明する医師の診断書を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかつた場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第15条 (保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用を負担した時から発生し、これを行使できるものとします。
- (2) この特約にかかる保険金の請求書類は、次の①から⑭までに掲げる書類のうち当会社が求めるものとします。
  - ① 保険金請求書
  - ② 保険証券
  - ③ 当会社の定める要介護状態説明書
  - ④ 被保険者または保険金を受け取るべき者の印鑑証明書

- ⑤ 対象者の要介護状態の内容を証明する医師の診断書および診療明細書
- ⑥ 被保険者および対象者の戸籍謄本
- ⑦ 当会社が対象者の症状・治療内容等について医師または介護支援専門員(注1)に照会し説明を求めることについての同意書
- ⑧ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)
- ⑨ 対象者が公的介護保険制度における要介護状態に該当していることを証する書類(注2)
- ⑩ 労働者災害補償制度を利用したことの示す書類
- ⑪ 被保険者が第3条(費用の範囲)(1)に掲げる費用のそれぞれについて、その費用を負担したことおよび内訳を証明する書類または当会社と提携する事業者からのその費用の請求書
- ⑫ 有料老人ホーム等の入居に関する契約書および重要事項説明書
- ⑬ 当会社が第3条(1)に掲げる費用について事業者に照会し説明を求めることについての同意書
- ⑭ その他当会社が普通保険約款第17条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(注1) 介護支援専門員

公的介護保険制度を定める法令に規定された介護支援専門員証の交付を受けた者をいいます。

(注2) 対象者が公的介護保険制度における要介護状態に該当していることを証する書類

公的介護保険制度を定める法令に規定された被保険者証、公的介護保険制度の要介護認定の申請に要した書類の写しおよび対象者が受領した公的介護保険制度の要介護認定に関する通知書その他要介護状態区分を証明する書類をいいます。

#### 第16条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が第3条(費用の範囲)(1)の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
  - ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合  
この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

第3条(1)の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1)の費用の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第17条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

(1) 当会社は、第14条（要介護状態に該当したときの通知）の通知または第15条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、要介護状態の確認その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者、対象者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した対象者の診断書の提出を求めることがあります。

(2) (1)の規定による診断のために要した費用(注)は、当会社が負担します。

(注) 費用

収入の喪失を含みません。

第18条（代位）

(1) 第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用が生じたことにより被保険者が対象者の有する損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の①または②のいずれかの額を限度とします。

① 当会社が費用の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

(2) (1)の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者、被保険者および対象者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第19条（契約年齢誤りの取扱い）

(1) 保険契約申込書に記載された対象者の契約年齢に誤りがあり、実際の年齢が、

保険契約締結の際、この特約の引受対象年齢の範囲外であった場合は、この特約またはこの特約の契約年齢に誤りがあった対象者部分は無効とし、既に払い込まれたこの特約またはこの特約の契約年齢に誤りがあった対象者部分の保険料を保険契約者に返還します。

- (2) 保険契約申込書に記載された対象者の契約年齢に誤りがあり、実際の年齢が、保険契約締結の際、この特約の引受対象年齢の範囲内であった場合は、初めから実際の年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなします。この場合において、既に払い込まれた保険料が正しい契約年齢に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還または請求します。
- (3) 当会社は、保険契約者が(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、次の①または②のいずれかに該当する要介護状態に対しては、誤った契約年齢に基づいた保険料の正しい契約年齢に基づいた保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- ① 契約年齢を誤った保険契約の保険期間の開始時から、追加保険料を領収した時までの期間中に生じた傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由による要介護状態
  - ② 契約年齢を誤った保険契約の保険期間の開始時から、追加保険料を領収した時までの期間中に該当した要介護状態

(注) 追加保険料の支払を怠った場合

当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎります。

第20条（医療保険基本特約の適用除外）

この特約の規定が適用される場合は、医療保険基本特約第3条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。

第21条（普通保険約款および医療保険基本特約の読み替え）

- (1) この特約においては、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。  
    第1条（用語の定義）「治療」の規定中「被保険者」とあるのは「対象者」
- (2) この特約においては、医療保険基本特約を次のとおり読み替えて適用します。  
    ① 第4条（告知義務）(3)、(4)および(8)の規定中「被保険者」とあるのは「対象者」

② 第12条（被保険者が複数の場合の取扱い）の規定中「被保険者」とあるのは「被保険者または対象者」

#### 第22条（重大事由による解除に関する特則）

保険契約者または被保険者が普通保険約款第12条（重大事由による解除）（1）の③のア、からオ、までのいずれかに該当することにより同条（1）または（2）の規定による解除がなされた場合は、同条（3）の規定は、同条（1）の③のア、からウ、までまたはオ、のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

#### 第23条（準用規定）

この特約に規定されていない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および医療保険基本特約の規定を準用します。

## 保険料分割払特約（一般団体用）

### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数に分割した金額をいいます。

### 第2条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。
- (2) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。ただし、当会社が承認した場合は、保険契約者は、保険契約締結の後、第1回分割保険料を保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むことができます。

### 第3条（第1回分割保険料領収前に支払事由の原因が生じていた場合の取扱い）

当会社は、保険期間が始まった後であっても、保険契約者が前条(2)の規定に従い第1回分割保険料を払い込まない場合において、次の①または②のいずれかに該当するときは、保険金を支払いません。

- ① この保険契約の保険期間の開始時から、第1回分割保険料を領収した時までの期間中にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が被保険者に発生していたとき。
- ② この保険契約の保険期間の開始時から、第1回分割保険料を領収した時までの期間中にこの保険契約で定める保険金支払事由が被保険者に生じていたとき。

### 第4条（第2回分割保険料不払の場合の特則）

- (1) 保険契約者が分割保険料を口座振替によって払い込む場合で、第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによる場合においては、第2回分割保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- (2) (1)の規定が適用される場合であっても、第3回以降の分割保険料の払込期日は変更

しません。

#### 第5条（分割保険料不払の場合の免責）

- (1) 保険契約者が第2回以降の分割保険料について、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込みを怠った場合において、当会社は、次の①または②に該当するときは、保険金を支払いません。
- ① その分割保険料の払込期日の翌日以降に、この保険契約で定める保険金支払事由の原因が被保険者に発生していたとき。
- ② その分割保険料の払込期日の翌日以降に、この保険契約で定める保険金支払事由が被保険者に生じていたとき。
- (2) 保険契約者が(1)の分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」とあるのを「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

#### 第6条（追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が第8条（保険料の取扱い）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が第8条（保険料の取扱い）の表の①または②の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注1)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 第8条（保険料の取扱い）の表の①の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 第8条（保険料の取扱い）の表の②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実があった後に生じた保険事故による損害等に対しては、変更前保険料(注2)の変更後保険料(注3)に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- (5) 第8条（保険料の取扱い）の表の⑥の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠り、次の①または②のいずれかに該当するときは、当会社は、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款、基本特約および特約に従い、保険金を支払います。
- ① 追加保険料領収前に、この保険契約で定める保険金支払事由の原因が被保険者に発生していたとき。

② 追加保険料領収前に、この保険契約で定める保険金支払事由が被保険者に生じていたとき。

(注 1) 追加保険料の支払を怠った場合

当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎります。

(注 2) 変更前保険料

変更前の職業または職務に対して適用された保険料をいいます。

(注 3) 変更後保険料

変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料をいいます。

## 第7条（分割保険料不払の場合の解除）

(1) 当会社は、次の①に定めるところにより、この保険契約またはこの保険契約の一部の被保険者部分を解除することができます。この場合の解除は、次の②に定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 当会社が保険契約を解除できる場合	ア. 払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合 イ. 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
② 解除の効力が生じる時	ア. ①のア. による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日 イ. ①のイ. による解除の場合は、次回払込期日

(2) 当会社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。

## 第8条（保険料の取扱い）

次の①から⑥までのいずれかの事由により保険料の返還または請求を行う場合は、当会社は、普通保険約款、基本特約および特約の保険料の返還または請求に関する規定にかかるわらず、その事由ごとに次の①から⑥までの保険料を返還または請求します。

	事由	保険料の返還または請求方法
①	普通保険約款第5条（告知義務）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるとき	変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

②	この保険契約の基本特約または特約において、職業または職務の変更の事実がある場合で、かつ保険料を変更する必要があるとき	変更前保険料(注1)と変更後保険料(注2)との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
③	普通保険約款第9条(保険契約の失効)の規定により保険契約が失効となった場合	未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料(注3)との差額を返還または請求します。ただし、この特約が付帯された保険契約に傷害特約(注4)が付帯された場合において、傷害特約(注4)の規定に従い支払われる死亡保険金について、当会社が1被保険者についてその保険金額を支払うべき傷害が生じたときは、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料(注3)のうち傷害特約(注4)に対応する保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。
④	次のア. またはイ. のいずれかの規定により、この保険契約が解除となった場合  ア. 第6条(追加保険料の払込み) (2)  イ. この保険契約の普通保険約款、 基本特約または特約の規定によ り保険契約が解除となった場合 において、保険料を返還または請 求する必要があるとき	未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料(注3)との差額を返還または請求します。
⑤	前条(1)の規定により、この保険契約が解除となった場合	既に払い込まれた既経過期間に対応する保険料は返還しません。
⑥	① および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約内容の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるとき	変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(注 1) 変更前保険料

変更前の職業または職務に対して適用された保険料をいいます。

(注 2) 変更後保険料

変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料をいいます。

(注 3) 未払込分割保険料

年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

(注 4) 傷害特約

傷害による死亡保険金を支払うべき特約をいいます。

第9条（返還保険料の取扱い）

- (1) 当会社が、保険契約者に対して、保険料を返還する場合において、この保険契約の分割保険料が口座振替の方法により払い込まれているときは、当会社は、返還保険料の全額を一括して、当会社の定める日に、指定口座(注)への振込みによって保険料を返還することができるものとします。
- (2) (1)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がなされている場合は適用しません。

(注) 指定口座

保険契約者の指定する口座をいいます。

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、基本特約および特約の規定を準用します。

## 保険料支払に関する特約

### 第1条（保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続きを行いうる最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むものとします。

### 第2条（保険料領収前に支払事由の原因が生じていた場合の取扱い）

当会社は、保険期間が始まった後であっても、保険契約者が前条の規定に従い保険料を払い込まない場合において、次の①または②のいずれかに該当するときは、保険金を支払いません。

- ① この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が被保険者に発生していたとき
- ② この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中にこの保険契約で定める保険金支払事由が被保険者に生じていたとき

### 第3条（保険料不払の場合の保険契約の解除）

当会社は、保険契約者が第1条（保険料の払込み）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

### 第4条（保険契約解除の効力）

前条の規定による解除の効力は、保険期間の初日に遡及してその効力を生じます。

### 第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、基本特約および特約の規定を準用します。

## 訴訟の提起に関する特約

訴訟の当事者となる保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、日本国以外の国籍を有し、かつ、日本国外に居住する者である場合または日本国外に主たる事務所を有する法人もしくは団体である場合は、普通保険約款第21条（訴訟の提起）の規定にかかわらず、日本国外の裁判所に訴訟を提起することができます。